

基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実

■現状と課題■

令和6年度に実施した鶴岡市福祉ニーズアンケート調査では、福祉や介護などで困りごとが生じた場合の相談について、「情報が有れば相談できる」が42.9%、「情報があっても（なかなか）相談できない」が19.0%という結果であり、わかりやすい相談窓口の設置とその周知、そして、相談できない人へのアウトリーチの体制づくりが必要とされています。

我が国では、入院治療や賃貸住宅への入居、福祉施設の利用などにおいて、家族や親族などの身元保証人がいることが前提として行われてきました。しかし、単身化社会の到来により、子どもや親族など身寄りのない単身高齢者などが増加しています。

また、未婚・非婚の人が増加しており、身寄りのない方が地域において安心して暮らすための方策が必要とされています。厚生労働省の調査では、障害者の年代は、40代・50代が4割近くとなっており、このようなリスクを抱えた人たちにアウトリーチして、実態を把握し、可能な限り早期に相談にのり、必要な情報やサービスを提供するサポートのあり方について、行政や関係機関・団体が協力して検討する必要があります。

国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する全世代型の包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3（2021）年度から任意事業として実施しています。本市においても、令和4（2022）年度～6（2024）年度の移行準備事業を経て、令和7（2025）年度より、重層的支援体制整備事業を実施していますが、国では、実施自治体に対して、当該事業の実施計画を策定し、計画的に事業を推進していくことを求めております。

独居高齢者、一人親世帯、認知症やひきこもり、不登校の人々、またメンタルヘルス上の課題を抱えた人、生活困窮者など、地域から孤立しがちな方や孤独感を感じている人などは、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない場合が多く、このような人々や地域住民に対して、関連する相談機関やサービス内容について、わかりやすく親しみやすい情報提供が求められます。

本市の令和6年の自殺者数は25人で、人口10万人当たりの自殺死亡率は21.1であり、全国の16.4、県の15.6に比べ、高い状況にあります。全国的に子ども・若者

の自殺者数が増加傾向にあり、本市においても増加が懸念される状況となっています。

長期に続いた新型コロナの影響など、社会環境の大きな変化により、精神的なストレスを抱えた人や社会的に孤立したり、孤独感を感じている人が多くなっていることを踏まえ、それが悩みを話せる地域における居場所の開設、各種支援策・相談窓口の情報をわかりやすく情報発信するなど、可能な限り早期に支援につなげる取り組みを拡充していく必要があります。

■基本施策■

(1) 気軽に相談できる福祉総合相談体制の充実

主な取組
◇分野や属性を問わず、多様な相談を受け止め、多機関と連携しながら継続的な支援に繋ぐ「福祉総合相談窓口」の設置について検討し、実現を目指します。
◇既存の相談支援機関である地域包括支援センターや障害者相談支援センターにこころ、地域生活自立支援センターくらしステーション、こども家庭センターなどの各相談事業所においては、それぞれの所管分野を入り口として、世帯員に多分野の支援ニーズを抱えている場合などについても、包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援に繋ぎます。

(2) 身寄りのない単身高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進

主な取組
◇国で法制化・事業化される予定の「身寄りのない単身高齢者等終身サポート事業」を活用しながら、予防的アウトリーチによる早期対応の体制づくりに取り組みます。
◇民生児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行うとともに、相談や関係先へのつなぎを行います。
◇社会福祉協議会に配属され、コミュニティソーシャルワークを実践する「地域福祉ワーカー」が、地域組織や関係機関と協働し、自ら支援を求める、又は求めることができずに地域で孤立している方などの把握や訪問、社会参加へのつなぎなどの支援を行います。

(3) 重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進

主 な 取 組

- ◇複雑・複合的な課題を抱える方や世帯に対応するため、分野や属性を問わず相談を受け止め、関係機関や地域が連携して本人や世帯の寄り添いながら切れ目がない支援を行う包括的支援体制の整備を推進します。
- ◇包括的に支援体制の整備に当たり、対象者の世代や属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を活用します。
- ◇事業の体系や評価項目等を設定した重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、計画に基づき事業を実施します。

(4) 多様な媒体による市民一人ひとりへの相談支援や情報提供の充実

主 な 取 組

- ◇こころの問題や社会的に孤立している、孤立感を感じていることなどについて、抱え込まずに自発的な相談を促すことを啓発するとともに、こうした場合の相談先について、市のホームページやチラシの他、SNSを活用して周知を行います。
- ◇生成AIやSNSなどを活用した相談支援ツールの活用について検討します。

(5) ひきこもり状態にある人への支援の充実

主 な 取 組

- ◇ひきこもり状態で生きづらさを抱えている当事者や家族のための相談窓口の設置や居場所を提供するとともに、支援関係機関等の連携体制を構築し、ひきこもり状態にある人への支援の充実を図ります。

(6) 自殺対策と孤独・孤立対策の推進

主 な 取 組

- ◇市民のこころの健康の保持増進のため、相談支援や周知啓発、企業や団体、地域住民を対象とした「こころのサポーター」の養成、児童生徒等への「SOSの出し方・受け止め方研修」等の取組により、総合的に自殺対策を推進します。
- ◇孤独・孤立を「誰にでも起こり得る身近な問題」として捉え、地域全体で理解を深めるための周知啓発や相談先の情報提供・発信等により、孤独・孤立の状態に

主 な 取 組
<p>ある人が支援を求めやすい環境づくりを推進します。</p> <p>◇孤独・孤立対策は、自殺対策と親和性が高いことから、取組の調整を図りながら、 一体的に実施します。</p>

■成果指標（案）■

指標項目	令和6年	目標値(令和12年)
相談先の情報があれば、困りごとを相談 窓口に相談できる方の割合	42.9%	(検討中) %
コミュニティソーシャルワーカーの相談件 数	3,963 件	(検討中) 件
自殺死亡率(人口10万人対)	21.1	15.0 以下
主観的な孤独感を、「時々ある」「しばし ばある・常にある」と感じる人の割合	13.9%	(検討中) %

基本目標2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充

■現状と課題■

高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予想されます。

現在、政府においても成年後見制度のあり方が検討されていますが、日常生活支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不充分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。

近年、国内で各種の社会福祉関係の事業所において虐待事件が発生しています。また、障害者グループホームやサービス付き高齢者集合住宅などが増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。

障害者差別解消法が施行され、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、不当な差別取り扱いを禁止する共に、「合理的配慮」の提供が義務づけられています。さらに、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施や指針の作成や普及などに取り組む必要があります。

住まいは生活の拠点であり、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

■基本施策■

（1）総合的な権利擁護支援体制の整備・拡充

主な取組

- ◇認知症等により判断能力に不安のある方が成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する制度を活用し、地域で安心して生活できるようにするために、鶴岡市成年後見制度中核機関（鶴岡市成年後見センター）と連携し、市民への制度および相談窓口の普及啓発を推進するとともに、福祉・司法等の多職種が協働して対応する相談支援体制の整備や、成年後見人等の受任者の確保に向けた取組を進めます。
- ◇成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、手続きを行う親族等がいない方に対しては、市長による申立てを行います。また、経済的な理由により制度の利用が困難な方も安心して利用できるよう、申立て時の鑑定費用や後見人等への報酬を助成する等の支援を実施し、成年後見制度を適切に利用しやすい環境づくりを推進します。

（2）高齢者等への虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進

主な取組

- ◇高齢者に対する虐待を防止し、早期発見につなげるため、市民や介護支援専門員等の保健・医療・福祉サービス従事者等に対する普及啓発や相談窓口の周知に努めます。また、相談や通報後の支援においては地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◇虐待の防止や支援を必要とする方への迅速な支援体制を強化するため、警察や福祉関係機関等で構成する協議会を開催し、高齢者虐待防止策に関する協議を通じて、関係機関相互の連携を推進します。
- ◇障害者自立支援協議会と連携して、市民向けに障害者虐待防止研修会を開催し、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処します。
- ◇児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や早期対応、再発・未然防止を図る支援体制を強化します。

(3) 障害者差別解消への取組の促進

主 な 取 組

- ◇障害者等が、社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示や周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークの普及を推進します。
- ◇障害理解の促進と差別解消に向けて、講演会や研修会等を開催するとともに、市広報やホームページを活用して、差別解消の周知・啓発を行います。

(4) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

主 な 取 組

- ◇居住支援協議会による物件紹介事業を継続し、住宅確保要配慮者の住まいの確保を図るとともに、住まい確保以外の課題がある場合には関係部局・機関につなぎます。
- ◇新たな住宅セーフティネット制度による、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録推進及び登録住宅への改修費支援や、低所得世帯への家賃低廉化等の支援を継続することにより、住まい確保と生活の安定を図ります。

■成果指標（案）■

指標項目	令和6年	目標値(令和12年)
成年後見制度の利用（市長申立件数）	4件	(検討中)件
成年後見人・保佐人として頼れる人がいる割合	58.6%	(検討中) %

基本目標3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり

■現状と課題■

町内会や自治会などの住民自治組織において、高齢化の進展や人口減少に伴う役員の高齢化やなり手不足、町内会等の加入率や地域コミュニティにおける帰属意識の低下、人間関係の希薄化により、行事や活動を維持することが困難になっている地域が見受けられます。

また、単身高齢者など地域社会において孤立しがちな人々が増加しており、地域において、「気づきあい、つながりあい、支え合い、認めあう」仕組みづくりを再構築していく必要があります。

住民主体による地域支え合い活動を推進するためには、より多くの住民が「支え合い活動」の意義を理解し、できる範囲での見守りや声かけなどの活動を広げていくことが重要であり、定年退職後の高齢者や子育て世帯、また、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を地域に多様に創出していくことが求められます。

本市においても、空き店舗を活用した多世代交流拠点による交流活動や有償ボランティアなど、住民主体の支え合い活動を展開している地域があります。こうした活動は、日常生活圏など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要です。

地域では、学校や社会福祉協議会等と連携した福祉教育や各種ボランティア活動が実施されておりますが、少子高齢化や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中、福祉を身近な課題として捉える意識が十分に浸透していない状況があります。

障害のある方や、ひきこもり状態にある人など、多様な背景を持つ人がそれぞれのペースで社会参加や就労につながるよう、個々の状況に合わせた支援を進めることが重要です。

■基本施策■

（1）地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援

主な取組

- ◇コミュニティ支援員や集落支援員等を配置して、地域コミュニティの活動を支援するとともに、将来人口の見通しを踏まえた地域ビジョン・集落ビジョンの策定を支援します。
- ◇広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金を交付し、地域が主体的に行う多様な居場所づくりなどの地域課題の解決に向けた取組等を支援します。
- ◇旧小学校区内の集落においては、基幹集落への生活サービス機能の集約や生活交通の確保を進め、住民の生活基盤の維持・強化を図ります。

（2）地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進

主な取組

- ◇一人暮らし高齢者等の孤立の予防と自立した生活を支援するため、民生委員・児童委員による定期的な安否確認の訪問活動を支援します。
- ◇民生委員・児童委員の成り手不足が課題となる中、地域住民の協力を得ながら相互に助け合う「民生委員児童委員サポーター制度」を活用し、民生委員・児童委員の負担軽減を図ります。
- ◇生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域課題や住民のニーズに応じた地域資源のマッチングや、新たな互助の仕組み作りを推進します。
- ◇地域支え合い活動に必要な知識や考え方、実践方法を学ぶことができる研修会を継続的に開催し、担い手の養成に努めるとともに、研修受講者のフォローアップを行い、活動の立ち上げ等を促進します。

（3）ボランティア活動と福祉教育の推進

主な取組

- ◇ボランティア活動の活性化を図るため、鶴岡市ボランティアセンターによる研修会等の開催、ボランティア同士の連携強化、人材発掘を支援しボランティア活動の充実を図ります。
- ◇学校での授業や活動において、思いやりや助け合いを学ぶ体験活動や車いす体験、アイマスク体験などの体験学習、高齢者施設の訪問・交流学習を推進します。

(4) 本人の状況に応じた就労支援の推進

主 な 取 組
◇鶴岡地域生活自立支援センター「くらしステーション」で相談支援と就労支援を実施するとともに、支援プランが必要な方には、個別に支援プランを作成し、計画に基づいた支援を行います。
◇生活が困窮状態にある方など、就労に関する支援が必要な方に対して、生活支援や社会生活の訓練、就労体験等を通じて、参加者の状況に応じた就労を支援します。
◇障害者や生活が困窮状態にある方等が、農業分野での就業活動を通じて、自信や生きがいを見出し、社会への参加や就農を目指していく取組を支援します。
◇障害者の就労支援に係るネットワークの構築や物販を通じて、障害者の就労支援、工賃の向上を図ります。

■成果指標（案） ■

指標項目	令和6年	目標値(令和12年)
地域活動・ボランティア活動に参加している人の割合	24.0%	(検討中) %
自立相談支援事業の対象である生活困窮者のうち、支援により就労につながった人数	23人 (R4)	(検討中)人

基本目標4 将来世代の成長と参加の応援

■現状と課題■

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めています。そこには、すべてのこどもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられるとしています。

これまでの、こどもを保護されるべき対象としてのみとらえるだけでなく、こども自身が何を考え、何を必要としているのか意見を表明する機会を保証する必要があります。先行自治体の例なども参考としながら、本市における取組を検討する必要があります。

近年育児に関する相談が増加するとともに、こどもへの虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。さらに、学校への不適応、不登校や発達障害など保護者の子育てに関する相談件数も増加傾向にあります。

不登校や引きこもりの長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう例も少なからずあることが指摘されております。この課題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。

医療的ケア児とその家族は、医療的支援に加え、福祉、保育、教育にまたがる複合的な課題を抱えやすく、分野横断的な支援と家族の負担軽減、地域理解の促進が求められています。

■基本施策■

（1）こどもや若者の意見の尊重と社会参画の推進

主な取組

- ◇こどもが日常の中で考えていることを直接大人に表明できる場として、こども会議を開催します。
- ◇こども・若者施策等を検討するにあたり、こども・若者を対象としたアンケートやヒアリング等の実施を全庁的に推進します。
- ◇こども・若者が、本市のこども施策などの市政について意見を表明できるよう、また、こども・若者に関する施策等に参加できる仕組みづくりを検討します。

（2）こどもや若者の権利を守り、健やかな成長を支援する取組の推進

主な取組

- ◇こども一人ひとりの健やかな成長を支える児童福祉施策と、安心して子育てができる環境を整える子育て施策を一体的に推進します。
- ◇貧困、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者や家庭を、その特性や支援ニーズに応じて、包括的な相談支援を行います。
- ◇こどもの貧困対策（貧困の連鎖を断ち切る支援）として長期的な視点からこども学習支援事業を実施します。
- ◇校内教育支援センターや教育相談センターの機能を充実させるとともに、こども総合相談窓口とも連携し、こどもが安心して学び、相談できる支援体制を強化します。
- ◇支援を必要とする児童生徒や家庭に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、個別に相談支援していきます。

(3) ケアを必要とするこども等に対する相談支援の充実

主 な 取 組
◇こどもの発達に対して、保健、福祉、教育等の連携により、乳幼児期や成人期までのライフステージの変化に応じた総合的な支援を行います。
◇相談支援担当職員等、支援に携わる職員の専門性や資質の向上を図るとともに、医療機関や教育機関、療育センター、児童相談所、公共職業安定所などの関係機関、民間団体、関係部局が連携する体制を強化します。
◇医療的ケア児（者）の日常生活を支援するとともに、家族の身体的・精神的な負担軽減を図ります。
◇医療的ケアの必要な児童生徒が学習できる環境を保障し、円滑で充実した学校生活を送れるよう、医療機関と連携して学校での医療的ケア体制の充実を図ります。

■成果指標（案）■

指標項目	令和6年	目標値(令和12年)
こども会議の開催数	4回	(検討中)回 ※累計
小中学生が、「夢や希望がある」「どちらかといえばある」と回答した割合	小学6年生 82.3% 中学3年生 69.3%	小学6年生 (検討中)% 中学3年生 (検討中)%

基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり

■現状と課題■

近年、気候変動等の影響により、豪雨災害など既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。また、令和6（2024）年1月の能登半島地震もあり、市民の災害への危機意識も増しています。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティでの相互の助け合い「共助」の取組が重要となります。

災害時の避難に支援が必要な方については現在、関係事業者の協力を得て、個別難計画の作成を進めていますが、本人の状態や居住地域の災害リスクなどに応じて、優先順位をつけながら、さらに推進する必要があります。

防犯については、全国的に特殊詐欺や消費者被害などの犯罪が多く発生しており、意識啓発を促進することが重要となっております。また、こどもの見守り活動・パトロールなどに多くの高齢者が参画しており、今後もこうした取組を継続・推進していく必要があります。

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかしながら、安定した職業に就くことや住居を確保することができないことなどのために円滑な社会復帰をすることが困難となり、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全・安心な社会を築くためには重要です。

■基本施策■

（1）福祉防災の視点による地域防災活動の推進

主な取組

- ◇自主防災組織指導者講習会・ブラッシュアップ講習会等の機会を捉え、地区防災計画の作成を推進します。
- ◇各地域の災害リスクに応じた要支援者の避難支援の体制づくりについて、福祉防災の視点に立って、町会・自治会、民生児童委員などの住民組織、医療・福祉関係機関・施設、小・中学校などの連携・協力による取組を促進します。
- ◇災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の方について、災害時における避難支援体制を整えるとともに、災害時個別避難計画の作成を推進します。
- ◇災害時における避難生活について、知的障害者や精神障害者など様々な障害特定がある方も、本人や家族が安心して生活を送ることができる環境を整備します。

（2）地域住民の力を活かした防犯活動の推進

主な取組

- ◇小学校26校全校区において組織されている見守り隊の活動を支援します。
- ◇地域安全活動及び暴力追放活動の取組として、鶴岡市防犯協会各支部が行う防犯活動の支援や、関係団体と連携した防犯活動を実施します。
- ◇特殊詐欺を防止するための取組として、鶴岡警察署などの関係団体と連携し、詐欺被害防止のための啓発活動を推進します。
- ◇消費者の権利、利益擁護と生活向上を図るため、消費生活センターを設置、消費者生活相談員を配置し、消費生活の相談や苦情に対応するとともに、正しい知識の啓発及び情報提供をしていきます。

(3) 罪を犯した人を支える地域づくりの推進

主 な 取 組
◇鶴岡市再犯防止推進計画に基づき、罪を犯した人が孤独を抱えないように見守り、福祉・就労、住まい等の支援を繋ぎながら円滑に社会復帰できるよう支えていくとともに、住民や関係機関の理解促進を図り、誰もが排除されずに支え合う地域づくりを推進します。
◇山形県地域生活定着支援センターや検察庁、関係機関と連携し、罪を犯した者の社会復帰に向けて個別支援を進めるとともに、社会を明るくする運動の継続実施により更生保護活動の重要性を周知啓発していきます。

■成果指標（案） ■

指標項目	令和6年	目標値(令和12年)
災害時要支援者個別避難計画の策定件数	772件	(検討中)件
災害時に要支援者に対する手助け等ができる人の割合	39.8%	(検討中)%

基本目標6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進

■現状と課題■

日本全体で人口に占める高齢者の割合がピークを迎える2040年に向けては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することが見込まれており、高齢者等が安心して療養生活を送るための在宅医療提供体制や介護サービスなどの地域のニーズに合わせた受け皿の整備が課題となっています。

また、医療現場では医師や看護師の不足や医療資源の偏在等、地域医療提供体制の課題にも直面しております。地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するためには、地域内や二次医療圏内の各医療機関の医療機能の明確化や役割分担など、広域的な連携を進めていく必要があります。

医療・介護・福祉の複合的ニーズを抱える高齢者等が増加する中で、在宅医療、緩和ケア、看取りなどを含めた、将来の病気や介護に備え、自身が望む医療やケアについて、前もって家族等と話し合い、考え方を共有する「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」に対する市民の理解を促進し、普及させていく必要があります。

■基本施策■

(1) 地域医療の理解促進とACPの普及啓発

主な取組

- ◇市民・医療者・行政が地域医療の現状や課題についてともに学び、理解を深めながら、地域包括ケアシステムを地域全体で支え、機能させるために活動する「地域医療市民勉強会」を継続的に実施します。
- ◇ACPの普及に向け、医療・介護従事者等と連携して啓発活動に取り組みます。

(2) 医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアシステムの充実

主 な 取 組

- ◇入院時から在宅医療までのスムーズな移行ができるよう、県が北庄内と南庄内の相互連携のために作成した庄内地域入退院ルールの普及に努めます。
- ◇地域電子カルテ「Net4U」や「ちようかいネット」等の情報共有ツールの利活用を促進し、切れ目のない医療・介護連携を推進します。
- ◇急性期から慢性期、介護施設をつなぐ医療・介護計画である地域連携パス及び地域包括ケアパスの効果的な運用を推進します。
- ◇多職種チームアプローチによる嚥下の食支援や口腔ケアを行う活動を支援します。

(3) 地域の状況に応じた在宅医療の推進

主 な 取 組

- ◇一体的で切れ目のない在宅医療と介護を提供するため、鶴岡地区医師会地域医療連携室ほたる、鶴岡市立荘内病院と協働し、医療や介護に関する相談窓口業務や多職種連携を目的とした研修会を開催するとともに、市民に医療・介護資源の情報をわかりやすく提供します。
- ◇緩和ケアの充実や啓発のために市民向け講座や講演会、医療福祉関係者向けの研修会を開催し、患者・家族の生活の質の向上、医療、介護、福祉従事者のスキルアップを図ります。
- ◇医療関係者やケアマネジャーなどの介護・福祉関係者による退院前カンファレンスを行い、スムーズに在宅復帰できるよう、退院支援の推進を図ります。

■成果指標（案）■

指標項目	令和6年	目標値(令和12年)
地域医療市民勉強会の参加人数	233人	(検討中)人
医療機関・介護施設との連携が円滑にできていると感じている医療・介護従事者の割合	84.5% (R5)	(検討中)%